２０２６年３月８日改定

定　　款

株式会社 光　陽　社

株 式 会 社 光 陽 社 定 款

第1章　　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は株式会社光陽社と称し、英文ではＫＯＹＯＳＨＡＩＮＣ．と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　印刷用写真版の製造、印刷、製本ならびにその製品の販売

（２）　製版用および印刷用機器ならびに資材の製造販売

（３）　広告宣伝の企画、設計、施行

（４）　マルチメディアに関連する企画、画像処理、情報処理およびその媒体の企画、制作、販売

（５）　情報通信にかかわる情報サービス事業および関連技術、ソフトウェアの開発、設計、制作、販売

（６）　不動産の賃貸および管理

（７）　内装仕上工事業、電気工事業

（８）　倉庫業および倉庫管理業務

（９）　古物商、有価証券、郵便切手、印紙類、各種乗車券及び郵便の利用上必要な物品の売買

（１０）　前各号の事業に付帯、関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都文京区に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,500 万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第１０条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１２条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　　株　主　総　会

（招　集）

第１３条　当会社の定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第１５条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第１８条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は、15 名以内とする。

（取締役の選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役の選定）

第２２条　取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役副会長若干名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

２．取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集手続）

第２４条　取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対して会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、これを短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会の運営に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第２８条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第２９条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３１条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集手続）

第３２条　監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、これを短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第３３条　監査役会の運営に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第３４条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第３５条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第３６条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第３７条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３９条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４０条　配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。